



市民プラザの利用方法を拡充します！

市民プラザは、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進するための施設です。身近な地域活動拠点として、これまでも様々なサークル活動でご利用いただきましたが、時代の移り変わりとともに活動形態も多様化してきました。そこで、市民プラザを、これからも様々な地域活動が生まれ・育ち・羽ばたき、そして市民の方に愛される施設とするため、令和7年4月1日以降に行う利用予約から市民プラザの利用方法を拡充し、受益者負担の公平性の観点から営利加算制度を導入します。

※令和6年第3回定例会（9月議会）で条例改正が行われました。



利用が可能になる活動例



お祭りや縁日遊び



フリーマーケットや
ハンドメイド雑貨の販売会



陶芸や絵画などの
金銭の授受を伴う各種教室

※ 販売や営利を伴う活動で利用するには、施設利用料金に条例に規定された加算料金の支払いが必要となります。

詳しくは裏面を
ご覧ください。



営利加算制度の導入により、これまでの利用料金と変更となる場合があります。

日下市民プラザ（TEL：072-986-9284） 四条市民プラザ（TEL：072-988-3113） 中鴻池市民プラザ（TEL：06-6747-1592）

若江岩田駅前市民プラザ（TEL：072-967-6575） 楠根市民プラザ（TEL：06-6745-9147）

布施駅前市民プラザ（TEL：06-6784-2018） 近江堂市民プラザ（TEL：06-6730-0840）

営利加算制度

利用内容に応じた料金加算制度（10割加算）を導入することで受益者負担の公平性を担保し、販売や営利を伴う活動で市民プラザを利用することができる制度です。令和7年4月1日以降に行う予約から、本制度の運用を開始します。（すべての方に加算されるわけではありません）（附属設備については加算しません）

(例)	午前		午後		夜間		全日	
	通常	営利加算後	通常	営利加算後	通常	営利加算後	通常	営利加算後
大会議室	600円	1,200円	900円	1,800円	1,000円	2,000円	2,200円	4,400円

④ 営利法人・個人事業主

これまで企業や商店等の営利法人や個人事業主による商用目的での利用はお断りしておりましたが、今後は営利加算が適用された上でご利用いただけます。

営利加算の対象となる利用

- ① 来場者等から入場料等を徴収する場合
- ② 参加者等から参加料、協賛金等を徴収する場合
- ③ 会費や月謝等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合
- ④ 参加費・入場料等を徴収しない興行等（無料相談会等を含む）
- ⑤ 研修、会議、撮影などの業務（企業）活動
- ⑥ 会社説明会、仕事説明会、面接、採用試験などの求人活動
- ⑦ その他企業・事業活動での利用の場合 ※チャリティ活動等一部例外あり



⑤ その他の団体・個人

金銭の授受を伴う以下の利用では、営利加算の対象となります。

- ① 来場者等から入場料等を徴収する場合
- ② 参加者等から参加料、協賛金等を徴収する場合
- ③ 会費や月謝等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合

金銭の授受を伴う利用でも、以下の場合は営利加算の対象外となります。

- ・②③の利用で、徴収する会費等の合計が施設使用料の2倍と附属設備使用料と講師謝礼（交通費、お茶代を含む ※金額・人数等条件あり）の範囲内である場合 ※事業計画書の提出が必要です。
- ・サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合
- ・大会や発表会で、入場料を徴収しない場合



物品の販売について

物品の売買を主な目的とする利用はできません。

ただし、市民の交流の場や地域の活性化の活動の一部としての物品の販売は可能です。

利用可能	「⑤その他の団体・個人」が行うマルシェやお祭り、サークル活動の発表会等イベントにおける制作物の販売、講演会での著書販売など
利用不可能	ふとん・貴金属等の物品・保険・投資等の販売、買取など（販売目的での商品の説明会も含む）

市外加算適用基準の変更について

令和7年4月1日以降に行う予約から、市外加算（5割加算）の適用基準を以下のように変更します。

（市外加算の対象者）

これまで	東大阪市外に在住の方
変更後	東大阪市内在勤・在学を除く市外在住の方